

試掘調査の基本方針（案）

(1) 試掘調査の位置付け (2) 試掘調査の対象区域

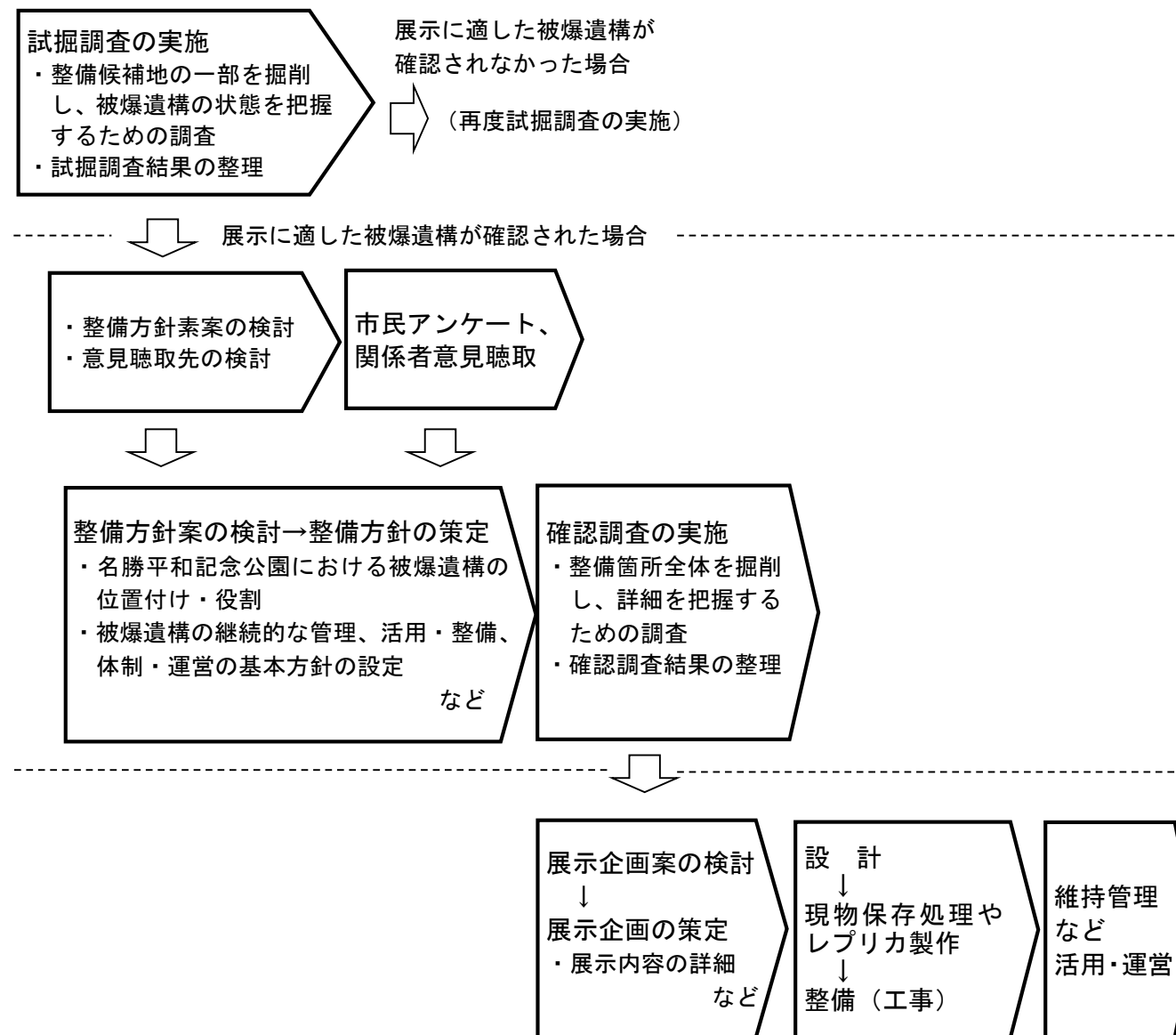
(1) 試掘調査の位置付け

今回の試掘調査は、「平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備」を目指して実施するものであり、この試掘調査の成果は、次の展開（展示整備）につなぐこととする。

具体的には、試掘調査の成果を踏まえ、被爆遺構の展示整備方針を策定するとともに、確認調査の実施に活かすこととする。

また、確認調査の成果を踏まえ、展示企画を策定するとともに、設計・工事を行う。

●主な流れ



※名勝内であるため、試掘調査の実施、整備方針の策定、確認調査の実施などに当たっては、その都度事前に文化庁との協議が必要となる。

（２）試掘調査の対象区域

第1回平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会において、試掘調査の対象区域の候補は次の二つに絞り込まれている。

○第1候補 広島平和記念資料館東館の北側（旧天神町の一部）……Aゾーン

○第2候補 本川橋東詰付近の南北（旧中島本町及び旧元柳町の一部）……Bゾーン

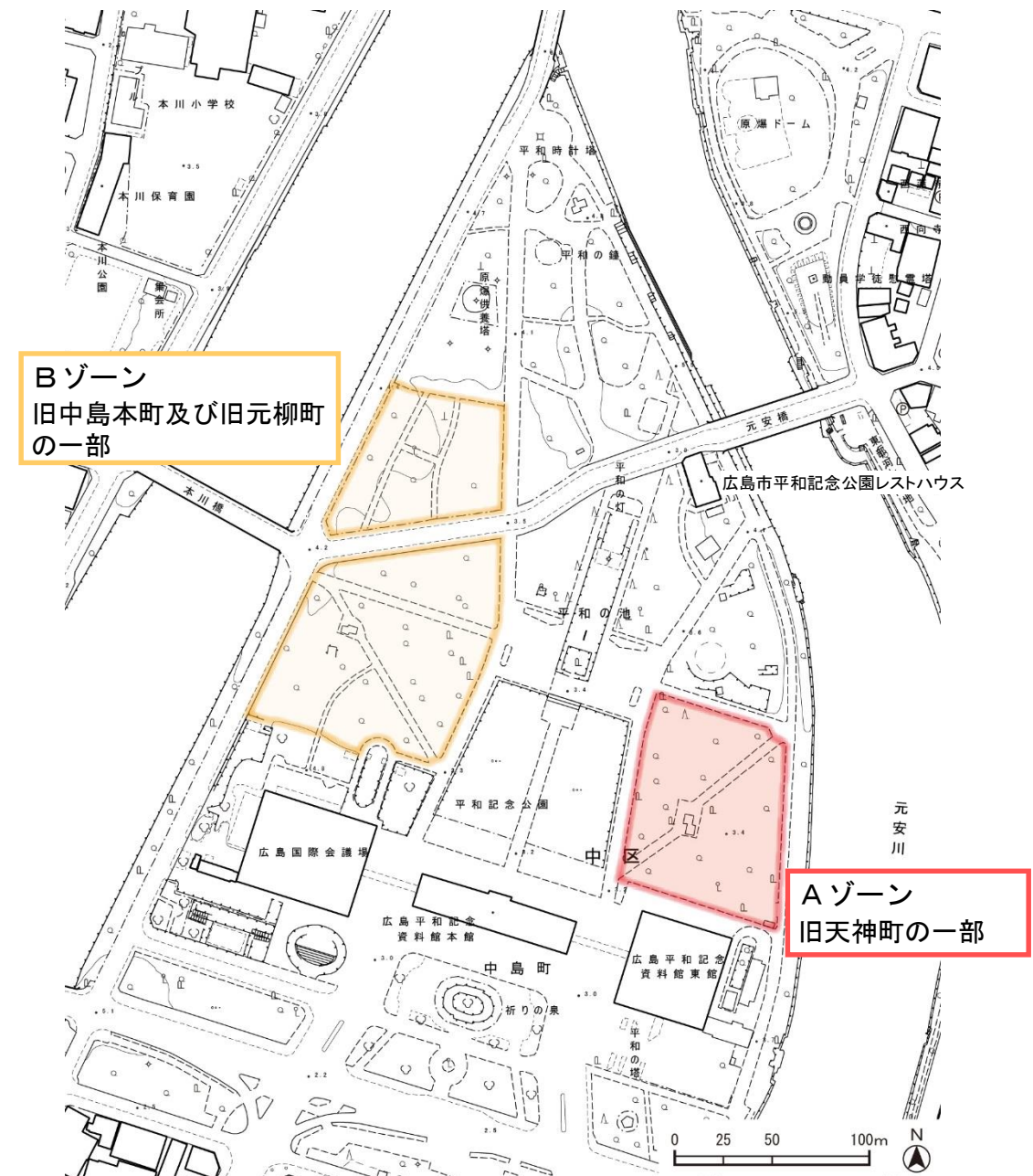


図 試掘調査の対象区域の候補

平和記念公園は「公園」として国の名勝に指定されており、試掘調査のための掘削は必要最小限のものとする必要があることから、試掘調査の対象区域を更に絞り込むため、この二つのゾーンについて、次のとおり比較検討した。

【ゾーン比較表】

区分	被爆前の状況	遺構・遺物の検出の可能性	展示整備の内容の優位性
Aゾーン	・天神町の一部に当たる。 ・天神町の中央には、南北に天神町筋が伸びており、この道を挟んで東西には狭い間口で木造家屋が軒を並べている。旧中島地区の中でも、戸数、人口とも最も多い町であった。 ・町域が南北に長いため、江戸末期には北組・南組に分けられていた。また、江戸時代から天神町には医者が多かったと言われ、北側には医院が集まっていた。	・国立広島原爆死没者追悼平和祈念館（以下「追悼平和祈念館」という。）の建設時に、天神町筋とその沿道の住居跡や医院跡などが見つかっており、同館の南側に位置するAゾーンにおいても同様に天神町筋とその沿道の住居跡や生活の痕跡を検出することができる可能性がある。	 ▲子供の足跡が付いた側溝（広島平和記念資料館提供） ＜展示内容＞ 天神町筋沿いに密集した住居跡などの遺構・遺物が検出され、展示することができれば、旧中島地区にもともと多くの人々の日常の営みがあったことを分かりやすく伝えることができる。 ＜回遊性＞ 原爆ドーム、平和記念公園レストハウス、追悼平和祈念館、被爆遺構、広島平和記念資料館が一つの動線で結ばれた施設群となり、原爆ドームから広島平和記念資料館までの回遊性が高まり、国内外から平和記念公園を訪れる多くの人々に被爆遺構を見ていただくことができる。 ＜景観＞ 周辺に樹木等がある場所であれば、景観に影響を与えにくい。 ＜公園としての価値＞ 被爆前の人々の暮らしぶりや被爆の痕跡を直接示す被爆遺構を、平和記念公園の新たな機能として位置付けることができる。これにより、名勝指定理由の一つである「慰霊と平和希求の象徴的な場」としての価値をより一層高めることができる。
Bゾーン	・中島本町及び元柳町の一部に当たる。 ・中島本町は、中島本通り（旧西国街道）沿いの町である。中島本通りは、当時の人、物、文化の交流を司る陸上交通の大動脈であり、通りには大きな店舗が建ち並んでいた。 ・元柳町には、繊維関係の間屋が数多くあり、着物に関連した商店もあった。また、本川を利用した水運・海運で栄え、筏などの往来で活気にあふれていた。	・中島本通りに面して建っていた幾つかの店舗が被爆後に残っていたことから、その店舗跡を検出することができる可能性がある。 ・Bゾーン南西において、平成12年の掘削により、建物の基礎が確認されている。	 ▲被災した中島本通り沿いの店舗（昭和20年10月撮影） ＜展示内容＞ 店舗跡や堅固な建物跡などの遺構・遺物が検出され、展示することができれば、旧中島地区がもともと繁華街としてにぎわいがあったことを分かりやすく伝えることができる。 ＜回遊性＞ 新たな見学ポイントとして、来訪者を平和記念公園西側に誘引できる可能性がある。 ＜景観＞ 周辺に樹木等がある場所であれば、景観に影響を与えにくい。中島本通り沿い（現在の市道沿い）に展示すると、景観への影響が大きい。 ＜公園としての価値＞ 被爆前の人々の暮らしぶりや被爆の痕跡を直接示す被爆遺構を、平和記念公園の新たな機能として位置付けることができる。これにより、名勝指定理由の一つである「慰霊と平和希求の象徴的な場」としての価値をより一層高めることができる。

【比較検討の結果】

原爆ドームから広島平和記念資料館までの回遊性が高まり、多くの人々に被爆遺構を見ていただけるなどの優位性が認められることから、**Aゾーンを試掘調査の対象区域として選定**する。
なお、Aゾーンの試掘調査の結果、展示に適した被爆遺構が検出されない場合は、新たにBゾーンを試掘調査の対象区域とすることについて文化庁と協議を行う。

（３）試掘調査の実施方法

試掘調査は、展示に適した被爆遺構の有無やその概要を把握するために部分的に行うものであり、その箇所については、名勝の保護や遺構の保存、経費、期間を勘案し、限定して行うこととする。

したがって、今回の試掘調査は展示整備を意図し、より効果的と考えられる箇所を設定し、実施することとする。

ア 原則として試掘調査を行わない箇所

●記念碑など

○記念碑などがある場所は、原則として試掘調査を行わない。



峠三吉詩碑

●被爆樹木、記念樹等

○被爆樹木及び記念樹（柵等を含む。）や、その他の樹木及びその近辺は、原則として試掘調査を行わない。



被爆したハマユウ
都市提携記念樹シラカバ（ボルゴグラード市）



高木などの場合は根の広がりも考慮する。

●園路及び地上構造物、地下埋設物

○園路及び地上構造物（建築物・工作物及び土地に固定してある設備等）がある場所、あるいは、地下埋設物（配管、配線、柵など）がある場所は、原則として試掘調査を行わない。



雨水桝などが集中する場所

イ 試掘調査の作業の概要

●トレンチの規模と数（基本）

○トレンチの規模は、幅 0.5m、長さ 5.0m（家屋の間口などを特定するに当たり、長さ 5.0mでは難しい箇所については、10.0m）以内を基本とする。

○トレンチの数は、3本を基本とする。

※今後、文化庁との協議を通じて、トレンチの規模と数について変更となる場合がある。

●トレンチの拡張

○トレンチ調査により、展示に適した遺構・遺物が検出できなかった場合は、必要と認められる範囲でトレンチの拡張を行う。

●掘削方法

○人力で行う。

○掘削は被爆面までとし、遺構・遺物を毀損しないよう留意する。

●試掘調査内容

○遺構・遺物が検出された場合は、写真を撮影するとともに、位置、深さ、形状などを記録し、原則として、掘削箇所にまき土を敷き埋め戻して現状復旧する。

○樹木の根による遺構への影響がどのような状況にあるか、その確認に努める。

●留意事項

○試掘調査において樹木の根が検出された場合は、原則としてそれを避けて調査を行う。ただし、公園管理者等と協議し、樹木の生育に影響がないと考えられる場合には、遺構・遺物の毀損を避けるという観点も考慮し、部分的な根の除去を検討する。

○地下埋設物が検出された場合には、その部分を避けて調査する。ただし、現在使用されていないものについては、適宜処理する。

※水道、電気の配管の上部には、通常、埋設シート（配管があることを知らせる注意喚起）が敷設されている。